

平成 22 年度
スーパーバイザー士試験

平成22年9月29日(水)実施

2. フランチャイズ・ビジネスの法律

答案作成上の注意

- ◇ 解答用紙の所定の欄に受験番号と氏名を記入してください。
- ◇ 係りの合図があるまではこの表紙をあけないでください。
- ◇ 試験時間は50分です。
- ◇ 試験開始後30分で退出できます。
- ◇ 退出される際には、出入口にいる事務局員に解答用紙を提出してください。
- ◇ 再入場はできません。
- ◇ 不正行為を発見した場合は退室を命じ、受験は無効となります。
- ◇ 試験内容の質問については受付できません。

試験問題の名称は次の講義名を省略しています。

法律知識→フランチャイズ・ビジネスの法律知識

労務知識→労務の基礎知識

契約知識→フランチャイズ契約の知識

法律問題→フランチャイズ・ビジネスの法律問題



社団法人日本フランチャイズチェーン協会

【法律知識 問題1】

店舗における什器・備品などを用意するにあたり、加盟者がリース会社とリース契約（ファイナンス・リース契約）を締結して、それらの什器・備品などを調達することがあります。このリース契約（ファイナンス・リース契約）の仕組みについて解答用紙に記入してください。

【法律知識 問題2】

中小小売商業振興法では、フランチャイズ契約締結前に、フランチャイズ本部から、加盟希望者に対して、法定開示書面を交付することを義務付けています。この法定開示書面が作成されることの必要性について解答用紙に記入してください。

【法律知識 問題3】

フランチャイズ・ビジネスにおいては、様々な法律や契約が関係しますが、以下の文章の空欄に適切な語を解答用紙に記入してください。

1. 民法は、市民（国民）の間における取引を含む生活関係を規律する一般的な法律である。「民法典」は、そもそも、市民革命による封建主義の否定から構築された近代社会（資本主義経済社会）における取引のための基準として制定されたという歴史的な性格を備えている。わが国の民法においても、権利能力平等の原則（この原則の代わりに、「過失責任の原則」とされることもある）、所有権絶対の原則、および（ 1 ）の原則、という三つの大原則が基礎となっている。
2. 商業登記とは、会社や商人について、取引上重要な事項につき登記簿に記載して公開する制度である。商業登記の証明書は、登記所（法務局）において、だれでも取得できる。商業登記の証明書は、登記事務がコンピュータ化されていることから、（ 2 ）と称され、登記事務がコンピュータ化されていなかった時は、登記簿謄本と称されていたが、名称が異なるだけで、どちらも証明内容は同じである。現在では、全ての登記所がコンピュータ化されているため、（ 2 ）を取得することとなる。
3. 商標の機能として、①商標を見れば、その商品やサービスの製造業者や販売業者がわかる（ 3 ）機能、②商標品を購入した者が、自分が買った商品やサービスが他の商標品と同じ品質のものだと期待できる品質保証機能、また、③商標は通常、単純で覚えやすく、商品やサービスについてくり返し使用されるため、有効な広告機能がある。

4. フランチャイズ契約の法的性質として、①加盟者が商標（サービスマークを含む）およびノウハウのライセンスを受けるという点では、（ 4 ）的要素がある。その他、②加盟者はフランチャイズ本部により指定された一定の商品の販売およびサービスの提供を契約により義務付けられているという点でフランチャイズ本部を委任者と考えうる準委任的要素が認められ、また、③フランチャイズ本部は加盟者に対して使用許諾（ライセンス）をするノウハウについて継続的に改良・開発する義務を負い、その改良・開発されたノウハウを継続的に提供する義務を負い、また、その改良・開発されたノウハウを加盟者に伝達するために、加盟者およびその従業員の訓練等を行うなどの経営に必要な指導・援助をする事が義務付けられるという点では、加盟者を委任者と考えうる準委任的要素がある。そして、④付随的な要素として、加盟者がフランチャイズ本部から継続的に一定の商品や材料を購入するという点では、継続的売上の要素がある。
5. フランチャイズ本部や加盟者が商品に景品を付けたり、また、宣伝広告を行ったりするような場合に、あまりに高額な景品を商品につけて販売することを規制したり、また、広告において実際の品質などよりもオーバーな内容をいうことや詐欺的なセールス活動を禁止したりする法律として、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）の付属法令である（ 5 ）という法律がある。
6. 納入業者が、販売業者（デパートなど）の名称及び営業統制の下、販売業者の店舗の一部に商品を搬入・管理して、消費者に対する商品販売を行うという形態を（ 6 ）という。この（ 6 ）の販売形態では、商品の所有権は、納入業者が販売業者の店舗に商品を搬入した時点では販売業者に移転せず、納入業者の従業員が販売業者の店舗において消費者に対して商品を販売した時点で、納入業者から販売業者を経て消費者に移転する（販売業者が納入業者から仕入れたこととされ、販売業者から消費者に販売されたことになる）。売れ残った商品の所有権は、納入業者が有したままである。
7. 加盟者が店舗用物件を借りる場合、その店舗用物件の所有者との間で賃貸借契約を締結することになる。賃貸借契約は、民法上認められるもののほか、賃借人保護の要請に基づき、民法の特別法として制定された借地借家法によるものがある。借地借家法上認められる賃貸借契約には、期間の定めがある建物の賃貸借をする場合において、契約の更新がないことを内容とする賃貸借である定期建物賃貸借契約や、専ら事業用の建物の所有を目的としている場合で、かつ、10年から50年未満の期間を定めた借地権を設定する（ 7 ）などがある。

【労務知識 問題1】

次のア～オのなかに法令に照らして明らかに誤っているものが一つあります。その肢の記号を解答用紙に記入して下さい。

ア：将来の幹部候補として若年者を長期育成したいという理由がある場合は、年齢制限をかけて人材募集をしてもよい。

イ：外国人応募者が採用選考時に提出した就労資格証明書が故意に偽造されたものだったことが判明した場合は、内定を取消してもよい。

ウ：管理監督者に該当する従業員には労働時間・休日・深夜に関する労働基準法の規定が適用されないので、時間外割増賃金は一切支給しなくてよい。

エ：年次有給休暇付与のための出勤率算定期間（6ヶ月間）を通じて所定労働日の7割しか出勤しなかった者には、年次有給休暇を一切与えなくてよい。

オ：時間単位年次有給休暇に関する労使協定がない場合には、年次有給休暇の時間単位取得を一切認めなくてよい。

【労務知識 問題2】

労働者を雇入れる際、その事項に関する定めがあるかどうかにかかわらず労働条件通知書などの書面により絶対に明示しなければならない事項の組み合わせとして正しいものは次のア～オのうちどれですか。解答用紙に記号を記入してください。

ア：【労働契約の期間・労働時間・賃金・社会保険・転勤】 に関する事項

イ：【労働契約の期間・就業の場所及び従事すべき業務・労働時間・賃金・退職】に関する事項

ウ：【就業の場所及び従事すべき業務・労働時間・賃金・賞与・社会保険】 に関する事項

エ：【就業の場所及び従事すべき業務・労働時間・賃金・休職・退職】 に関する事項

オ：【就業の場所及び従事すべき業務・労働時間・賃金・退職・安全衛生】 に関する事項

注：ここで「労働時間」というのは正確には「始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項」ですが便宜上簡易表記しています。

注：ここで「賃金」というのは正確には「賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項」ですが便宜上簡易表記しています。

【労務知識 問題3】

社会保険の加入要件について、次の文章の空欄を埋めるのに法令上適切な数字を解答用紙に記入してください。

『平成22年の雇用保険法改正により、雇用保険に加入させなければならない者の要件が変更された。従来は「週所定労働時間が 時間以上で、かつ6ヶ月以上の雇用が見込まれる者」だったが、現在では「週所定労働時間が 時間以上で、かつ 日以上雇用が見込まれる者」になっている。加盟店指導にあたっては短期集中型アルバイトなどの雇入れの際にも雇用保険加入の手続が適切に行われているかどうか、見落としのないよう留意されたい。

また、健康保険・厚生年金保険についてはアルバイトやパートタイマーであっても「1日または1週間の所定労働時間及び1ヶ月の所定労働時間が、その事業所の通常の従業員（正社員など）と比較して 分の 以上である者」は加入させる必要があるため、合わせて留意されたい。』

【労務知識 問題4】

次の文章は、解雇されたX氏が会社Yに対して解雇予告手当の支払いを求めて出した文書の一部です。法令上適切な内容になるように、空欄Aには数字、空欄Bにはア～オから選択して記号を、解答用紙に記入してください。

『わたくしXはYから平成×年×月×日に経営不振を理由に即日解雇を通告され、以後出勤していません。解雇予告を行わず即日解雇する場合は平均賃金の 日以上に相当する解雇予告手当の支払いが必要であり、また解雇予告手当の支払いは に行わなければならないにもかかわらず、未だYからの支払がありません。』

空欄Bの選択肢

- ア：解雇通告と同時
- イ：解雇通告の翌日から起算して10日以内
- ウ：解雇通告の翌日から起算して20日以内
- エ：解雇通告のあと最初に到来する賃金支払日
- オ：解雇通告の日が属する月の翌月10日まで

【労務知識 問題5】

下記の情報に基づいて、社員 Z の今月の時間外労働に対して支払われる額を時間外割増を含めて計算し、金額を解答用紙に記入してください。

記

- ・社員 Z の割増賃金算定基礎額（時給）は 1 時間 1,000 円です。
- ・今月の時間外労働は、所定時間外（法定時間内）が 10 時間、法定時間外が 80 時間でした。
- ・休日や深夜の労働はありませんでした。
- ・時間外労働に対する賃金割増率は法定通りで、会社が独自に設定するプラスアルファはありません。
- ・平成 22 年 4 月 1 日施行の改正労働基準法による、一定時間以上の法定時間外労働に対する強制的な賃金割増率引き上げも適用されます。
- ・所得税などの控除は考慮する必要はありません。

【契約知識 問題1】

以下の文章は、架空のフランチャイズ契約の条文である。この条文に関する(1)、(2)の問いに解答して解答用紙に記入してください。

第〇〇条（販売する商品）

- ① フランチャイジーは、フランチャイザーの指定する商品のみを店舗で販売するものとし、フランチャイザーの書面による承諾がない限り、それ以外のものを販売してはならないものとする。
- ② フランチャイジーは店舗で販売する商品及び店舗で使用する物品・備品等のうち、フランチャイザーの指定するものについては、フランチャイザーから購入しなければならない。

(1) ①のように、店舗で販売する商品をフランチャイザーの指定商品に制限する理由として、どのようなことが考えられるか。簡潔に述べよ。

(2) ②のように商品をフランチャイザーから購入させる場合、どのような点に注意しなければならないか。

【契約知識 問題2】

法定開示書面に関する以下の文章の内、正しいものには○を、間違っているものには×を解答用紙に記入してください。

- ① 法定開示書面とは、フランチャイズ契約の内容等、法令で定められた一定の事項を開示するために、フランチャイザーがフランチャイジー希望者に交付する書面である。
- ② 法定開示書面は、フランチャイズ契約締結後、しばらくしてからフランチャイジーに交付すればよい。
- ③ 法定開示書面とフランチャイズ契約書の内容が異なってもよい。
- ④ 法定開示書面を交付しないとフランチャイズ契約は無効になる。
- ⑤ 法律上、すべてのフランチャイザーが法定開示書面を交付しなければならないというわけではないが、どのフランチャイザーもそのような内容の書面を交付することが望ましい。

【法律問題 問題1】

スーパーバイザーの管理職として加盟店の店舗を訪問した貴方は、加盟店から「うちは売上が損益分岐点を越えずに赤字続きなので、ロイヤリティを払えない。少なくとも減額してもらいたい。」と言われた。契約書には、ロイヤリティについて、本部の商標を使用する対価及び契約に基づく指導・援助の対価として、売上高の5パーセントを支払うと書いてあることを前提に、次の文章のうち、貴方の対応として、法的に正しいものには○を、間違っているものに×を解答用紙につけて下さい。

- (1) フランチャイズ・システムというものは、いわば本部と加盟店との共同事業のようなもので、契約書の文言にもよくあるように共存共栄が原則であるから、利益の出てない加盟店からロイヤリティを取ることはできないので、加盟店の要望に沿って、ロイヤリティを免除又は減額するように手続を進める。
- (2) 売上高の5%がロイヤリティなので、加盟店が赤字であるかどうかとは関係なく、原則として、ロイヤリティを免除又は減額する必要はないので、その旨加盟店に説明する。
- (3) 上記(2)のように説明したが、加盟店は納得しなかった。そこで、貴方が加盟店の言い分を聞いてみると、赤字の原因は本部の指導・援助のレベルが低いからであるという不満を抱えており、さらに契約書に定められたスーパーバイザーの月に一度の定期的訪問による指導がその通りにはなされていなかったことも判明した。ロイヤリティは、契約に基づく本部の指導・援助の対価であり、それが契約書の通りになされてなければ、ロイヤリティを免除するように手続を進める。但し、免除は定期的訪問がなかった月数にする。
- (4) 上記(3)のような場合、問題はスーパーバイザーの訪問の回数にあるのではなく、本部の指導・援助のレベルが一定の水準に達しているか否かなのであるから、直ちに免除又は減額するようなものでないと考え、その旨加盟店に説明する。
- (5) 上記(3)のような場合、本部の指導・援助のレベルの程度というのは判断が難しいので、本当に争いになった場合には裁判により決着つけなければならないが、スーパーバイザーの月に一度の定期的訪問がなかった以上、加盟店の要望に応じなければならない面もある。しかし、加盟店は本部の商標を使用しており、それもロイヤリティの対価であるとするれば、その支払を免除するまでの必要はなく、一定程度の減額に応じることにしたが、減額の幅は契約書に書かれてないので話し合いによって決めざるを得ないものと考えた。但し、減額は定期的訪問がなされなかった月数にする。